

特集《海外で活躍する日本弁理士》

フィンランドとフィンランドの知財事情



会員・ヘルシンキ大学大学院法学部博士課程在学中 押嶋 涼子

要 約

2014年よりフィンランドのヘルシンキ大学法学部博士課程に在籍し、その傍らで2015年10月より2017年4月まではヘルシンキの知財法律特許事務所に所属しておりました。大学法学部博士課程では初めての日本人研究者、またフィンランドで勤務する初めての日本人弁理士ということで、フィンランドはまだ日本知財界にとってあまりなじみがない国なのかと感じます。

フィンランドでは2013年に知財専門裁判所が開設されましたし、学術界からの情報発信機能も強化されて、知財に力を入れつつあるようです。そこでそのようなフィンランドの知財事情をフィンランドという国の一般的な事情も交えまして一知財人の目線でご紹介させていただきます。

目次

1. はじめに
2. フィンランドという国
3. フィンランドの知財実務環境
4. フィンランド知財法学アカデミック
5. フィンランド弁理士・弁護士
6. フィンランド的ビジネス文化
7. 代理人目線で考える日本とフィンランドの架け橋的考察
(おわりに、に代えて)

1. はじめに

私は2014年よりフィンランドのヘルシンキ大学法学部博士課程に在籍して医薬特許に関する博士論文のための研究をしています。その傍らで2015年10月より2017年4月までヘルシンキの知財法律特許事務所に所属しておりました。大学法学部博士課程では初めての日本人研究者(交換留学でない正規学生として)、またフィンランドで勤務する初めての日本人弁理士ということで、フィンランドと日本の法学及び知財の交流はあまり進んでいないように感じました。そこで今回は私が3年近くヘルシンキに滞在して得たフィンランドの知財情報を中心に、ビジネスをする場合に有用なフィンランドの経済や国民気質や文化等についてもご紹介させて頂けたらと思います。

なお、ここにご紹介するものはあくまでも一個人の視点から得られた知見であり、得られた情報等もつたない英語やフィンランド語の範囲での理解に留まるも

のです。数字や法令等につきましては公式発表や最新情報をご参照下さいますようお願いいたします。

2. フィンランドという国

1) 概要

フィンランドはよくフィリピンと勘違いされることが多く「暑い国なのではないか」と言われることもありますが、欧州北部、いわゆる北欧諸国の一つでロシアと国境を接するヨーロッパの北限の国です。英語名 Finland という名前の由来は「北限(北の終わりの国)」という説もあるそうです。人口は500万人と神奈川県とほぼ同程度ですが、湖が18000以上あり、森と湖の国といわれています。

フィンランドはデザインの国といわれており、かねてからアルヴァ・アアルトを代表とする個性的な建築や家具等デザインが日本でも注目されてきました。近年は、ヘルシンキが舞台になった映画「かもめ食堂」(2006年公開)が話題になって以来、フィンランドを訪れる日本人観光客も増えています。また、ガラス雑貨のイッタラやテキスタイルのマリメッコなどは日本でも北欧雑貨として人気が高まっています。

もともと北欧諸国は高度な社会福祉政策で知られており、OECDの統計などでも世界一住みやすい国等幸福度が高い国々といわれています。それでも、フィンランドは北欧のスウェーデンやデンマークほどになじみがある国ではないと思いますので、以下、私の個人

的な目線でフィンランドの社会政策等について簡単にご紹介します。

2) 経済

フィンランドでは伝統的には製紙・パルプ・木材、最近の傾向として情報通信産業が主要な産業です。携帯端末ノキアの凋落以後ゲーム産業等の新しい産業の流れは出てきているものの、未だ携帯端末事業に代わる新しい産業が現れていません。さらに製紙・パルプも低迷するのに加えて、フィンランドにとって最大の輸出国ロシアが経済低迷であることから、経済動向としてはマイナス成長から脱しきれれていません。ウクライナ問題に端を発したEUのロシアに対する経済制裁は、実はフィンランドにとっての経済制裁ともいえるのではないかと思えるほどです。

ところでフィンランドで暮らすには特に郊外では車は必須に思えるのですが、意外にもフィンランドには自国自動車メーカーはありません。歴史的にスウェーデンとつながりが深いこともあり公共交通機関のバスはヴォルヴォ社製ですが、大衆車としてはドイツ車、日本車、韓国車をよく見かけます。人口500万人の国なので車は輸入すればよい、という多少自虐的な意見も聞きます。国際競争力が必要で技術が密集している分野に参入するよりも、フィンランドらしいところまでほどほどやればよい、という発想のようです。こういう考え方はフィンランドらしいし、国の規模からもそういうことができる国なのかもしれません。

ところで、私の博士論文の研究テーマは医薬特許に関します。フィンランドの医薬業界についても興味があり産学でのインタビューもいくつかこなしてきました。それに関連して、ある学術セミナーでフィンランドの製薬業界の歴史が話題になったことがあります。すなわち、ロシア等がソビエト連邦という国であった時代のフィンランドの製薬業界のビジネスモデルは、西側諸国で開発された医薬品のコピーを作ってソビエトに輸出するというもので、フィンランドに創薬という観念はなかった、というものです。フィンランドが欧州特許条約(EPC)に加盟したのは1990年代でしたが、それまでフィンランドがEPCに加盟しなかったのはフィンランドの製薬業界が強く反対したためだったということで、この話は目からうろこでした。こういう事情に外国人がアクセスするのは非常に困難ですが、一度事情を知ってフィンランド製薬分野の特許実

務を眺めてみると見えてくるものもあります。

フィンランドといえば携帯電話のノキア社は日本でも有名ですが、同僚によれば、このノキア社が隆盛を誇っていた時代(大量解雇が起こる前)には誰しも親戚に必ずノキア関係者がおり、ノキアは今でもフィンランド人にとって国家以上の存在だそうです。残念ながらスマートフォン出現の波に乗り切れなかった同社の衰退は早かったのですが、もともとレインブーツの会社だったという同社がゴム素材からケーブル事業に乗り出し、さらに携帯電話まで事業を発展させていった過去の歴史から、同社が今後どう生まれ変わるか、フィンランド人らしい自由な発想で新たな産業を興してくれるのをみるのも楽しみではあります。

雇用面では2008年の金融危機の頃から失業率が悪化し、2015年の失業率は全体で9.3%と高く、政府はこの失業率を下げるために競争力向上政策を打ち出していますが、なかなか国民に受容され難いようです。2015年9月には「毎日労働時間15分延長」等の政策に反対するためにバスや鉄道等の公共交通機関までもが運休した、全国規模の大規模なストライキやデモ行進などがありました。私はその日は大学図書館に行きたかったのですが運良くバスに乗れました。バスに乗って気がついたのは、そのバスは市内でデモ行進をする人々用のバスだったようで、降車時に乗客と運転手が固い握手を交わしていた姿が印象的でした。その後のあちこちから現れてくる旗を掲げた労働者集団に席卷された市内の様子も圧巻で、自分達の生活や権利を必死で守ろうとするフィンランド魂を感じました。当時提案された政策のいくつかは変更又は廃止されたようですが、その後フィンランドのよさが失われていくような残念な政策も提案されており、今後の国の舵取りにも注目です。



フィンランドの象徴の白い大聖堂

3) 教育制度

フィンランドの社会福祉政策の中で私が一番好きなものが、「教育が国を創る」「子供の教育を受ける機会及び権利は平等」という理念に基づく教育費用の無償化というものです。教師になるためには大学に専門のコースが設けられており、修士号取得が必要です。そのような教育を大切にする姿勢の甲斐あってか OECD が実施している小学生の学力診断評価 PISA において今の大学生くらいの年代が小学生だった時代からフィンランドの子供の学力が極めて優れていることが示されているようです。実際に大学や職場の若い世代の思考能力は高いと感じました。

しかしながら、先ほども触れたフィンランドの失業率に関して、2015年の若年層の失業率が約 17.4%と極めて高い結果が示されたことが非常に残念です。大学でも大学卒業後の就職は非常に厳しいという見解が一般的で、大学在学中の政府からの助成や奨学金も減少傾向にあるようです。また、最近政府では教育費用の有償化が検討されているらしく、これはことさら残念です。これにはフィンランド人も憤慨していることです。ですから全力で阻止してほしいと思いますし、何とかフィンランドのよさを継承できる方策を生み出してほしいものです。

ところで、フィンランドの非 EU 国出身の大学生の授業料は 2017 年秋学期より有償になります。費用は

大学により異なりますが 400 万円程度とかなり高額で、こんな寒い国に誰が留学にくるのかと話題になっています。



ヘルシンキ大学のラーニングセンターにて

4) 医療システム

今年の 1 月にラップランドで全治 2 年の右手首複雑骨折してしまいました。大掛かりな手術に加えて、その後の再手術と公的医療機関と私的医療機関を駆使したりハビリ治療と、フィンランドが誇る高度な社会福祉政策を垣間みる機会がありましたが、日本と全く異なるシステムで興味深かったです。

公的医療機関で診療を受ける場合はまず地域にあるクリニックで初期診断を受けます。そこでレントゲン等の検査等が必要な場合は最適な病院を紹介してくれます。医師の所見はオンラインで閲覧可能ですので本人が病院に到着すれば紹介先の医師や医療スタッフがクリニックの医師の所見に基づき適切な処置をしてくれます。検査記録や治療記録や処方箋情報さらに市内薬局での医薬品購入記録まで全てオンラインで記録されており、病院が変わっても医師や看護婦は適切な治療を指示してくれます。これが可能なのは、国民（及び滞在許可証を所有する外国人）に振り分けられている社会保障番号（日本でも導入されたマイナンバー）のおかげです。医療システムに限らず、フィンランドでは賃貸契約からインターネット契約等に至るまでこの社会保障番号が必要です。

フィンランドでは国を大まかに区分した地方自治区があり、ある程度の自主性が認められています。私が住んでいたヘルシンキ地区では、いくつかある病院にも専門性があるようで、症状ごとに最適の医療機器やスタッフを揃えているようでした。私の場合は近所の

クリニックからヘルシンキ大学病院で検査を受けるように指示を受け、さらに大学病院の検査結果で要手術と診断され、そこから実際に手術を行う病院に行くよう指示を受けました（この一連の所要時間は移動も含めて3時間）。

手術日程は郵送で連絡がありますが、手術のキャンセルがでると繰り上がるようで最初の手術の日にちも2日早まりました。前日に電話があり、いきなり「明日来て」と言われて驚きました。手術後はその日に帰宅しなければなりません、移動手段も限定され、一晚中付添人が必要です。最初の手術のときは容態が安定せず術後救急車で別の病院に搬送されその後3日間入院することになり結果的に付添人は不要となりました。再手術のときはさすがに日本から母に来てもらいました。このときは手術日が2週間も早まり、なんとか母の来芬（芬：フィンランドの略）が手術に間に合いましたが、この状態で私がまた術後入院となると母が病院から一人で帰宅するのは不可能なので、何としても術後は帰宅しなければというプレッシャーが大きかったです。なお、救急車は日本と同様車中である程度の検査ができる環境が整っていましたし、車道の一般ドライバーも救急車に敬意を払ってくれたようで、入院先の病院へもスムーズに移動できたという印象です。

手術後の治療も医師の口頭説明に加えて後日文書が郵送されて通院日程も確認できます。術後からリハビリプログラムが始まり、医師が英語でのコミュニケーション可能な理学療法士をつけてくれました。また再手術直前に日本への一時帰国さらにその後の移動が決まりましたので、その旨医師と相談したところ、公的医療機関でのリハビリ治療に加えて私的医療機関でのリハビリ治療も勧められました。公的医療機関は規則で3週間に一度しか治療を受けることができず、それでは私の一時帰国までに治療が進まないとの判断です。私の担当医師は公的及び私的機関両方で勤務していることが分かりました。それでは、フィンランド医療機関の公的と私的の違いは何だろうと思いましたが、私的医療機関は高額ですが公的のような制約はない、優秀なスタッフを擁しているという特徴があるようです。しかし、公的私的を問わず責任感が強く献身的な医療スタッフにはフィンランド魂を感じました。

このようなシステムが機能しているのは、フィンランドの人口500万人というこじんまりした規模という要素も大きく、また、市内の移動もどこでも概ね30分

ほどですから病院間の移動もそれほど苦ではないことも幸いしていると思います。なお、このフィンランドのオンラインの医療システムは日本の富士通が提供したものだそうです。

3. フィンランドの知財実務環境

「残念ながらフィンランドは知財後進国だと思います。」というのは、当時の職場のクライアントでフィンランド最大手の化学メーカー知財部員の方のコメントです。出願数も少ないし、シャイで争い事を好まないフィンランド人の気質が訴訟を好まない、という人もいるようですが、どうでしょうか。以下、フィンランド固有の知財事情を中心に簡単にご紹介していきます。

1) フィンランド特許

フィンランドの特許法は欧州特許法に準じており、出願はPCTや欧州特許庁経由のほか、フィンランド特許庁に直接出願することもできます。フィンランド出願人でもフィンランド特許庁へ直接出願するケースはかなり少なく、欧州特許庁への出願が多いようです。

フィンランド特許庁への出願は公用語であるフィンランド語かスウェーデン語のほかに英語でもすることができますし、中間処理も英語で提出することができます。ただし英語での処理が可能であっても現地代理人への委任が必要ですので、現地代理人を選定しなければなりません。

なお、フィンランド特許庁へフィンランド出願する場合の特色としては、中間処理の対処が早い点があげられます。

2) フィンランド実用新案

フィンランドの実用新案は日本同様無審査主義を採用していますが、特許との重複保護が可能である点が日本の実用新案と異なります。

また、フィンランド特許出願のみならずPCT出願及び欧州特許出願からフィンランド実用新案出願への変更も可能です。ただし、この場合の中間処理対応言語はフィンランド語又はスウェーデン語になります。

3) 商標意匠

フィンランドは欧州共同体商標制度及び共同体意匠制度を利用できますし、直接フィンランド特許庁に出願することもできます。大部分の外国出願人はマドプ

口経由またはこれら欧州共同体の制度を利用しているようです。

4) Market Court の設立

フィンランドでは2013年に、企業間競争、不適切な取引活動に関する紛争を取り扱う専門裁判所であるMarket Courtが設立されました。これにより、特許権、著作権等の知財紛争の第一審はこの裁判所の専門管轄になりました。また、特許権の審判事件もこの裁判所の管轄になります。

マーケットコート判事任官については、弁護士や弁理士からの任官もあるようです。スウェーデンとフィンランドを結ぶ航路の海上で開催されたAIPPIのカンファレンスに出席したときにマーケットコートの判事とお話する機会がありました。この方は、もとは知財事件を扱っていたフィンランド弁護士だったそうで、転身して判事になったそうですが、自分のような例は「challenging」と話されていました。親切にも後日マーケットコートを案内して下さいましたが、ウェブサイトにはない貴重なお話を伺うこともできましたし、調査官の方々にもお会いする機会を頂きとても勉強になりました。



写真：マーケットコートの様子，判事ペトリと

2013年開設ということで設立から日が浅いため、知財案件数はまだそれほど多くないとのこと。また事件の性質としては、特許事件より不正競争、著作権や商標の案件が多いようです。最近インタビューした知財弁護士によれば、マーケットコートの知財事件も徐々に案件数が増えているようです。ただし、マーケットコート設立以前の知財案件件数はさほど多くはなかったという印象です。

特許案件に関しては、最近弁理士から判事任官された方にインタビューする機会がありましたが、欧州特許庁と情報交換するなど積極的に国外で情報収集に努めているようです。また、日本の専門調査官に準ずる、専門分野が技術系である調査官を擁して対応しており、マーケットコート見学の際にそのような調査官にお会いする機会がありましたが、皆さん知財の実務経験もあり、専門分野も医薬、通信、機械等概ね技術分野を網羅している人選となっており、この裁判所開設にかける意気込みも感じました。基本的に若い世代が活躍している印象です。

マーケットコートの判決の控訴審は最高裁判所の管轄になる流れはユニークです。一般案件では地裁の控訴審は高等裁判所になりますが、ここはヘルシンキ本土の最西端に位置する昔の煉瓦造りの工場の建物を再利用しています。私はその隣の島に住んでいましたので毎朝海辺の高等裁判所を仰ぎつつ通学通勤をしていましたが、島からの高等裁判所エリアの眺めは雄大でヘルシンキお気に入りスポットの一つでした。



ラウッタサーリ島から高等裁判所遠景
(2本の煙突の右の横に長い建物)

5) フィンランド特許庁

フィンランド特許庁は通常の特許庁と同様の特許等の知財出願や中間処理、SPC（医薬の補完的保護証明書）の許諾を扱っていますが、それに加えて新規事業登録の手続き窓口を担当し、知財書籍の図書館としても機能しており、特許庁を訪れるのは知財関係者に加えて一般市民も多いです。フィンランドは起業を促進する政策が取られており起業のハードルが低いこと、ノキア退職者を中心にITや通信ゲーム分野で自分が培った技術を用いて起業する傾向があること、大学でも起業を推進する動きがあること等、で最近では起業が盛んです。従いまして、特許庁には知財関係者よりも起業する一般市民の来訪者の方が圧倒的に多く、窓口は常時混雑しています。私も何度か図書館を利用しましたが、朝早くから事業登録をするための人々が列作っていた、という印象が強いです。

ンドでの起業が可能ながあげられます。フィンランド目線に限らず異文化目線からのビジネスチャンスをつめることによる起業が増えるのは興味深いです。草の根的にもこの国がこれからどのように発展していくか楽しみです。なお、友人の父親が大学教員時代に起業した事業が成功し、事業を売却して今は悠々自適な生活を楽しんでいると聞きました。自然をこよなく愛するフィンランド人らしい話ですが、フィンランドでは成功した事業は売却するという傾向がある点も興味深いです。



写真：若手起業のアイコン的存在、アアルト大学内の学生による起業支援組織 STARTUP SAUNA



写真：フィンランド特許庁：上は図書コーナーとスタッフ専門のフロア；下は各種出願及び登録受付窓口

起業のハードルの低さのひとつとして、フィンランド人に限らず欧州に滞在する外国人であればフィンラ

4. フィンランド知財法学アカデミック

私が法学部に在籍していることもありますので、学術面についても少々ご紹介致します。

1) IPR University Center

特筆すべきは、フィンランド各大学に所属する知財教員、研究者及び実務者をバックアップする IPR University Center という国の機関です。知財分野の博士論文の発行、投稿論文の公表のほか、各種実務セミナーを開催するのが主な任務です。日本弁理士会のパテント誌編集委員会、各種研修関係の委員会が独立したようなイメージでしょうか。私も最近の JASRAC 事件、プロダクトパイプロセス事件及び医薬特許存続期間延長事件に関する 3 件の日本の最高裁

判決の投稿論文を紹介する機会を頂きました。これはフィンランドで日本の知財を知って頂くいい機会になりましたし、これらの論文執筆により大学院の博士論文提出前に取得する単位の一部も認定して頂き、まさに一石二鳥です。ところで、ミュンヘンのロースクール MIPLC 留学時代は「日本知財には非常に興味があるが文献が日本語でアクセスできないのが残念だ。」という声をよく聞きました。日欧の比較研究をすることで日本の知財を外国に紹介するということも私が外国の大学で博士論文を書こうと思ったきっかけの一つでしたので、こういう形で日本知財を紹介して頂けて海外滞在の目標が達成されたのも嬉しいです。

IPR University Center では毎年 6 月に一週間のプログラムで世界中の著名な知財研究者を講師に招聘した IPR Summer School を開催しています。私も昨年のプログラムに参加しましたが、講師陣は概ね私がミュンヘン時代に在籍した知財ロースクール MIPLC の講師陣でもあり、私にとっては懐かしい同窓会的な雰囲気の中、世界の最新の知財事情に触れることができ、有意義でした。参加者もフィンランド人に加えて中国や他の欧州からも多数参加しており、若い世代の国際知財教育の環境がヘルシンキで整いつつあるのも素晴らしいことだと思いました。すっかり仲良くなった参加者の友人達と別れ難く、プログラム終了後の週末にエクスカーションを企画して世界遺産の島に行ったり、BBQ をしたり、短いフィンランドの夏を楽しむことができたのも良い思い出です。

また IPR University Center では、毎年 1 月にフィンランドの知財関係者を集めた GALA Dinner という日本でいう新年交歓会が開催されます。米国人教授による基調演説、何か年間知財大賞のようなものの授賞式、その後のお食事会と、日本とは新年会の様子も異なり興味深い会でしたが、この記事を書くにあたって会場での取材を許可して頂きましたのでその様子を写真にてご紹介いたします。



2) ヘルシンキ大学

私が所属しているヘルシンキ大学は 2015 年に創立 375 周年を迎えました。法学部は欧州では人権 (human right) の分野が有名らしく、この分野の勉強をするために半年又は一年のプログラムで交換留学生として滞在する他の欧州諸国の学生が増えているようです。特にドイツからの留学生が多いようです。また、欧州域内のこの留学プログラムで他国に留学するフィンランド人学生の数も年々増えているようです。

なお、フィンランドにおける博士課程研究者の待遇は年々縮小傾向にあります。大学の医療システムを利用できなくなった、財政面も給与も全面カットで生活費は研究資金を獲得するか副職を得るか (法学部は法律事務所勤務の研究者が多いです)、研究室を使うには年間 20 万円程度のレンタル料を支払う、等です。ヘルシンキ大学法学部博士課程研究者として研究に専念している学生はおそらく 30 人程度だと思いますが、博士課程登録者としては 400 名近くおり、確かにこの登録者数全員を大学の予算で賄うのは困難だと思いま

す。ただそのために留学生に多い本気度の高い研究者の待遇が悪くなるのもどうかといったところです。

ヘルシンキ大学大学院法学部では博士論文を提出する前に60単位を取得することが義務づけられています。30単位は指導教官が開催するセミナーへの出席、論文投稿や論文発表で賄えますが、残りの30単位は必修科目の法学部博士課程用の一般法学講義履修の他、Academic Writing系といって論文英語や国際会議でのプレゼンのための英語等の講義、又は社会科学系大学院が提供する講義を履修して単位を取得する必要があります。社会科学系の講義も興味を引くものが多かったですが、Academic Writing系は実務的にもとても役に立つ科目が多く、これらの英語系の講義から得た知識や情報は大きな財産になったと思います。

ところで、上記のように、日欧の比較研究をすることで日本の知財を外国に紹介するというのも私が外国の大学で博士論文を書こうと思ったきっかけの一つで、ヘルシンキ大学に所属することになったわけですが、久々の学生生活の中で一番印象的だったのは大学教員の待遇についての日芬の違いでした。フィンランド大学教員の講義以外は学生とのコミュニケーションは週に一度1時間のoffice hourに限定され、さらに年に何度かの学部内での会議以外は自分の研究に専念できるというものです。この一時間のオフィスアワーに単位が欲しい学部生、修士論文の相談に来る修士学生と私のような博士課程研究者が入り交じって教授室の前に長蛇の列ができます。大学職員でもほとんどの時間を自分の研究に専念できるのは羨ましいと感じました。



ヘルシンキ大学内部の様子をいくつか

3) 国会図書館 (Eduskunnan kirjasto)

研究場所の確保も非常に重要ですが、私は、幸運にもフィンランド国立国会図書館の研究室を無償で得る権利を獲得することができました。大学の研究室は年額20万円ほどのリース料が必要ですが、資料も豊富で落ち着いた環境の研究場所を確保できたのはラッキーでした。国会図書館はスタッフもとても親切かつフレンドリーでとても居心地がいい場所でした。また他の9人の研究者はポスドクの方が多く、異分野ながらも一般的な研究の進め方や苦労話についてのディスカッションをすることができたのは有意義でした。

昨今フィンランドもポピュリスト政党が躍進しており、市内でもフィンランドはフィンランド人のもの、ということ声を高く叫ぶグループもいます。国会図書館の会議室でこのポピュリスト政党が会議を開いていることが多くよく党首を見かけました。国会図書館の10席しかない研究室の一角を留学生の私が頂いて大丈夫なのだろうか、と心配した時期もありましたが、「留学生の私がこのポジションを獲得していることが、

フィンランドが開かれた国であることを証明している」との友人の励ましをそのまま受け入れることにし、研究活動をさせて頂きました。



フィンランド国会図書館

5. フィンランド弁理士・弁護士

フィンランド国内の知財に関する法曹資格には、弁護士、特許士 (patent agent)、意匠士 (design agent)、商標士 (trade mark agent) があります。これらは欧州内の特許案件を扱う欧州弁理士、欧州内の商標及び意匠を扱う欧州商標意匠弁理士とは異なり、各々の分野のフィンランド国内案件のみを扱うことができる資格ですが、実務従事者を観察していると法曹資格というよりは手続き代行人といった雰囲気を感じます。

フィンランド特許士・意匠士・商標士資格は3年の実務経験を職場の上司が認めることにより無試験で申請付与されます。特許士は理系の大学を卒業していることが要件になります。1995年以前にフィンランド特許士の資格を取得した代理人は、欧州特許法参加時1995年に欧州弁理士試験を受験せずに全員に欧州弁理士資格が付与されました。2016年以前にフィンランド意匠士・商標士の資格を取得した代理人も、同様に無試験で欧州意匠商標弁理士の資格が付与されると

いうことで、昨年2016年はフィンランド意匠士・商標士及び当該資格認定に伴う欧州意匠商標弁理士の駆け込み申請が多数あったようです。

なお、欧州各国の知財資格付与の方法は各国毎に異なり、フィンランドのように実質的に職場の上司が認定すれば資格を得られるような国もあれば、ドイツのように数年間に渡り裁判所研修や職場での研修を経た後に、職場の上司から資格試験受験の許可を得た後に初めて弁理士資格試験を受験できるといった非常に厳格なシステムを採用している国もあります。欧州案件の委託先の決定には代理人の育成システムを考慮するのもいいかもしれません。

フィンランドで訴訟を提起するにはフィンランド弁護士を選任して代理してもらうことが必要です。私自身がフィンランド弁護士とは？と疑問に思い、調べてみたことがありましたので、その結果私なりに理解していることについてご説明いたします。

まずフィンランド弁護士資格は、法学部卒業時に無試験無実務経験で付与されるもののようです。しかし、その前提となる大学教育制度からして日本とかなり異なります。まず、フィンランドの高等教育は大学と大学院が一体化し最短年数5年で卒業するシステムです（大学進学者は卒業時に修士号取得）。大学入学に際しては、高校生の際に全国一斉実施の高校卒業試験を受験することが要件になります。そして、自分の希望する大学に出願するわけですが、大学ごとの入学試験はありません。さらに大学入学後、一定の単位を取得し、卒業論文を提出すると大学卒業が認定されますので、フィンランド弁護士は、高校卒業試験後は何ら専門試験を受けなくても弁護士資格を取得できることとなります。

フィンランドでは大学によっては知財関連の受講科目が設置されていませんし、基本的にフィンランド弁護士は知財の資格とは何ら連動していません。従いまして、弁護士が3年間、意匠や商標の実務経験を積み、意匠士、及び商標士の登録の申請をすることにより手続き代行人としての資格を得ることができます。さらに意匠士及び商標士として登録されることにより、欧州意匠商標弁理士の資格が付与されるようです。

出願実務に携わらない知財侵害事件等を担当する弁護士の中には、大学時代にインターン制度などで知財関連の政府機関や企業で勤務経験を積む等、大学での学業の他に積極的に知財実務に携わったり、弁護士実

務に加えて積極的な自己研鑽により知財の専門実務能力を磨いたりしている人もいます。また、若い世代で積極的に外国に滞在する人の割合は確実に増えているためか、経験年数は少なくとも異なるビジネス文化のギャップを意識してきめ細かい対応をしてくれる国際実務能力に長けた代理人も存在します。従いまして、日本人がフィンランド国での知財案件の代理人を選定する場合には、国際感覚を持ち合わせた専門実務経験のある信頼できる代理人を選定することが重要になります。

さて、ヘルシンキには日本人商工会という組織があり、日系企業やフィンランド企業等に勤務している日本人の方々が登録しています。所属が法学部で特許法律事務所勤務だったこともあり、この会を通じて、主に企業法務に関して現地代理人を紹介してもらえないか、という問い合わせがありました。リクエストされる「日本の担当者とコミュニケーションをうまく取れる代理人」を探すのは意外に大変で、業務内容から概ねいつも所属事務所外で弁護士を探すことになりました。日本で日本語を勉強した経験があるフィンランド人弁護士に辿り着きましたが、「日本のビジネス文化に興味がある」という気概で日本サイドとのコミュニケーションも円滑に事件を処理してくれたのにはとても助かりました。

6. フィンランド的ビジネス文化

フィンランドといえば、「本当に何週間も休暇を取っているのか？」ということを質問されることが多いです。実際にフィンランドでは雇用者には従業員に年間2ヶ月近くの休暇を付与することが義務づけられています（従業員に休みを取らせないと企業が罰せられるようです）。

私の日本人としての四季感からすると、フィンランドの春は5月、6月から8月中旬までが夏、秋は9月まで、10月から4月までは冬、と一年の半分以上を冬として過ごす国という印象です。冬期の昼間は10時～3時ですが雨期なのか曇りや降雪で日照時間は少なく、夏はほとんど白夜と極端な日照時間です。こういう過酷な風土ですから、寒く暗い冬に備えて短い夏を都会から離れた湖畔の夏小屋で思いっきり過ごして英気を養うというのがフィンランド流のようです。私の大学の指導教授も「フィンランド人にとって夏休みは特別なのだ」と仰っていたのが印象的でしたし、職場

で6月～8月に常時勤務していたのは私だけでした。私はフィンランドの夏は勤務後も明るくて爽やかなので勤務をしても苦ではないけれど、その代わり冬はどこか暖かい南の方で休暇を過ごす方が精神衛生上もいいのではないかと考えていました。そう思っていたらフィンランドでは冬にも長期休暇を取る制度がありました。ただスキー休暇とあって、皆さんクロスカントリースキーを楽しみに行かれるようです。ということで、大概のフィンランド人は3～4月のイースター休暇、6月の夏至～8月の間の夏休み、また2月はスキー休暇で不在ですから、代理人としてはこの期間の連絡には留意が必要です。

フィンランドは国として全般的に手続きに関するミスに寛容で、手続きに瑕疵があった場合もフレキシブルに対応してくれるためか、大事に至らないレアなミスを防ぐことにかかる労力は他に振り向けるという合理性を感じます。裏を返せば、書誌的事項などへのミスに対する危機感が薄い場合もあります。国内案件ではフレキシブルに対応してもらえるので問題はありますが、それ以外の欧州特許、共同体商標や共同体意匠の諸手続きの代理等については注意が必要かもしれません。特許方式事務にミスはあってはならない、という緊迫した職場環境で育ったためかあまりに合理的な雰囲気には違和感を感じないこともないのですが、しかし、自由で大らかな気質の人にあまり細かいことを言うのもどうなのか、となかなか複雑ではあります。北欧の巨人（フィンランドの比喩）は「審査基準が気に入らないがどうにかならんのか」「審査基準や法律を変えてくれるよう庁に連絡してほしい。」という大胆な発想の持ち主です。合理的が信条で創造性豊かで自由を愛するフィンランド人にとって、建築やデザインと違って個性を発揮しようがない特許実務はもしかして窮屈なのかもしれません。

フィンランドは遠隔地に居住している人の割合が多いのか、極寒真冬対策が行き届いているのか在宅勤務が可能なインフラが整っているという印象です。市民生活レベルでもインターネットバンキングによる各種支払いから図書館の本のリクエストや貸出延長に至るまで家に居ながらにして社会生活が営める便利な国ですので、接客以外のサービス業で在宅勤務ができるのは当たり前という意識は進んでいると思います。この在宅勤務システムはこの国の気候風土や家族や生活を最も大切にするフィンランドの国民性に適った働き方

です。しかし、庁提出書面の複数人による目視ダブルチェックは常識、という職場に育ったためか、書誌的事項のダブルチェックを行わずしてクリック一つで書類が出て行くのはあまりにも大胆すぎやしないか、と驚愕したのも事実です。

7. 代理人目線で考える日本とフィンランドの架け橋的考察（おわりに、に代えて）

まだ大学には在籍中ですのでこれからもフィンランドとの関わりは続いていきますが、数年間フィンランドに奥深く生活してみて、観光目線では見えてこなかった様々なことが見えてきました。過酷な気候や風土に根ざしたものとはいえ、日本とは全く異なる思考や生活様式には驚きます。高度な北欧社会福祉制度といわれたフィンランドに適した優れた社会システムも、時代の変遷と共にほころびも見え始めており、修

正が必要な時期にさしかかっていることも窺えます。が、フィンランドの大らかでのんびりした雰囲気は失ってほしくないですし、そういう気質の国があってもいいのではないかと思います。また優れた教育制度の構築により育まれた優秀な若い世代が今後この国をどのような国にしていくのか楽しみでもあります。

そのようなことも踏まえまして、弁理士として日芬がどう関わっていくのがベストなのか、ということ考察しますと、「日本の弁理士はフィンランドからの案件を丁寧に担当処理する」「フィンランドで侵害事件の代理や企業法務等の知識が必要な場合は国際感覚に長けた経験豊富な代理人を選任する」ということか、というのが今の時点での結論です。

(完)

(原稿受領 2017. 6. 12)